

# 奈良県中小企業等業務改善支援補助金

(業務改善助成金の上乗せ支給・社労士等報酬の一部補助)

新型コロナウイルス感染症や今般の物価・資源価格の高騰により、厳しい経営状況にある中小企業等に対して、設備投資等による積極的な生産性の向上や事業場内最低賃金の引上げを支援し、各事業所の業務改善や労働者の所得向上に繋がります

## 制度の概要

最低賃金の引上げ



設備投資等に要した費用の一部を補助

設備投資等による生産性向上

## 奈良県中小企業等業務改善支援補助金

R4.9  
新設

(Ⅰ) 県内の中小企業・小規模事業者等を対象に、国の「業務改善助成金」の額に  
**上乗せ補助**

補助率：国の助成確定額の1/8

※ 県の上乗せ補助の支給対象は、奈良労働局から「業務改善助成金」を、助成率4/5で交付決定通知を受けたもので、令和4年4月以降に賃上げを行っているものに限りです。

(Ⅱ) 賃金引上げ後の就労規則等の改定や「業務改善助成金」の申請にあたり、**社会  
保険労務士等に支払う報酬の一部を補助**

補助率：報酬額の1/2 ※上限額：50,000円

※ 奈良労働局から「業務改善助成金」を、助成率9/10で交付決定通知を受けたものも対象。

※ 令和4年4月以降に賃上げを行っている場合に限りです。

(参考)

## 業務改善助成金 (厚生労働省/奈良労働局所管)

中小企業・小規模事業者が、①生産性向上のための設備投資等(機械設備、コンサルティング導入、人材育成等)を行い、②事業場内最低賃金を一定額以上引上げた場合、その費用の一部を助成

📄 補助金の概要については裏面をご覧ください

📄 申請書類など詳細については、奈良県雇用政策課ホームページをご確認ください

(お問い合わせ・送付先)

奈良県 産業・観光・雇用振興部 雇用政策課 労政福祉係

〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL: 0742-27-8828



## 補助対象・補助率・補助上限額

### (I) 上乗せ補助

補助対象 令和4年4月1日以降に奈良労働局に助成金の交付申請を行い、令和4年12月16日までに、**助成率5分の4で交付決定通知を受けていること**（ただし、令和4年4月以降に賃上げを行っているものに限る）

補助率 国（奈良労働局）の助成確定額の1/8

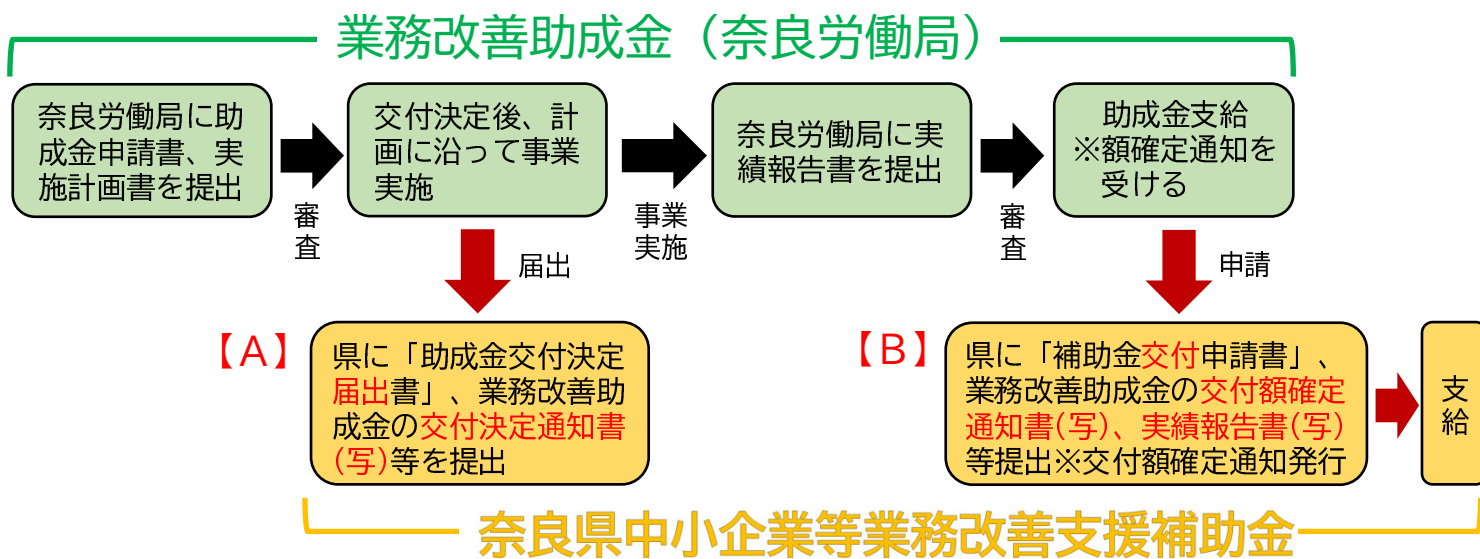
### (II) 社会保険労務士等への報酬

補助対象 奈良労働局から助成金の交付決定通知を受けたうえで、令和4年4月1日以降、就業規則等の改定や助成金の申請にあたって**社会保険労務士等へ支払う報酬**（ただし、令和4年4月以降に賃上げを行っている場合に限る）  
※ 助成率10分の9で交付決定通知を受けたものも対象

補助率 報酬費用の1/2

上限額 50,000円

## 申請から支給までの流れ



※記載の提出書類は主なものであり、提出にあたっては必ずホームページ等で必要な提出書類を確認ください

## 申請方法

以下の各期限までに、所定の申請書類を（奈良労働局からの交付書類等を添付のうえ）このチラシの表面に記載の送付先へ郵送により提出ください（持参不可）

**【A】 業務改善助成金交付決定の届出 令和5年1月10日（火）**

**【B】 奈良県中小企業等業務改善支援補助金の交付申請 令和5年2月17日（金）**

※いずれも当日消印有効

※予算の範囲内で交付するため、申請期限内に受付を終了する場合があります